

引き裂かれる 4 子どもたち

「誘拐罪で訴える」

昨年12月、首都圏に住む女性(27)は、スペイン人の夫から送りつけられたメールに身をこわばらせた。酒癖の悪い夫に愛想を尽かし、4歳と2歳の息子を連れて一時帰国したばかりだった。「国際警察に通報する」「指名手配される」。脅しはエスカレートした。「自分の子どもなのに、なぜ誘拐犯呼ばわりされるのか……」。女性は戸惑いを隠せない。

語学を学ぶため、スペインに渡ったのは7年前。現地で結婚し、2人の息子を授かったが、夫は育児に全く協力せず、出歩いてばかり。酒だけでなく違法薬物の使用も疑われた。「このままでは子どもがかかわいそう」と帰国を決意した。

夫には「生活態度を改めれば帰る」と伝えてあるが、改善の見込みはないと感じている。離婚しても、スペインで職を探すのは難しい。「夫には育児を任せられない。このまま日本で子どもを育てるしかない」と思っ

「連れ去り大国」に非難

先月14日、日本人に子どもを連れ去られた外国人の親らが東京都内で集会を開いた。「日本は子どもの連れ去りに加担している」「日本の法律は世界から遅れている」。約1000人が集まった会場からは、厳しい非難の声が上がった。

問題とされたのは、日本の親権制度だ。欧米では、離婚後も元夫婦が共同で子育てする「共同親権制度」を導入しており、一方の親による子どもの連れ去りは犯罪だという認識がある。

だが、日本は離婚後の親権者を父母のいずれかに限定する「単独親権制度」を取る。子どもを連れて相手と離れても、原則として罪に問われない。制度の違いや認識のズレが、外国の反発を招く原因となっている。

海外で、日本が「子どもの拉致大国」と評されていることを著書で紹介したコリン・ジョーンズ同志社大教授は、「日本は、世界から『子どもを連れて行かれたい国』と指摘する。国境を越えた子どもの連れ

れ去りは1970年代頃から国際問題となり、子どもの返還ルールを定めた「ハーグ条約」ができた。1月現在、87か国が加盟するが、G8(主要8か国)では日本だけが加盟していない。各国が日本の外務省に報告した日本人による子どもの「連れ去り」は193件中193件に上る。「外庄」が強まる中、日本政府は昨年5月、ようやく加盟を表明した。

日本人の父親とロシア人の母親の間に生まれた4歳の女兒は、日露間を含めて



夫をスペインに残し、子ども2人を連れて帰国した日本人女性。夫からは「誘拐罪で訴える」と脅されている(一部画像を修整しています)

2年半の間に7回も転居を余儀なくされた。離婚協議中の両親が激しい奪い合いを演じたためだ。今は母親と暮らしているが、父親は「自分が日本で育てた方が絶対に幸せになれる」と譲らない。

離婚後も両親が育児に関わるという考えが一般的な欧米、母親が育てることが多い日本。制度や文化の違いがぶつかり合う父母の紛争は激しくなりがちだ。その結果、一方の国に連れ去られた子どもたちに重い負担がかかる。

日本では、90年代後半から国際離婚が年1000件ペースで増え、2010年は約1万9000件に達した。それなのに、条約への対応や親権制度、離婚後の親子のあり方について真剣に検討しなかったツケが今、噴き出している。

「共同親権制度や親子の面会交流の原則化は、今や世界の潮流。ハーグ条約への加盟を機に、日本でも離婚後の親子関係について議論すべきだ」。ジョーンズ教授はそう語った。

連載への感想、ご意見をお寄せ下さい。あて先は右下にあります。

ハーグ条約 正式名称は「国際的な子の奪取の民事面に関する条約」。1980年、オランダのハーグ国際私法会議で採択され、83年に発効した。国際結婚が破綻し、一方の親が、16歳未満の子どもの一方的に国外に連れ去った場合、加盟国同士であれば子どもをいったん元の国に戻すことが原則とされている。